◎新潟県企業局訓令第１号

局　　本　　庁
事　　業　　所

新潟県企業局財務規程による帳票その他の書類の様式（平成８年３月新潟県企業局訓令第３号）の一部を次のように改正し、平成26年４月１日から実施する。

平成26年３月28日

新潟県企業管理者　　早　福　　弘

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第４号）<u>第183条</u>の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成８年４月１日から実施し、新潟県企業局財務規程第181条の規定による帳票その他の書類の様式指定（昭和62年４月新潟県企業局訓令第２号）は、平成８年３月31日限り廃止する。
<table>
<tr><th>様式番号</th><th>名　　称</th><th>規定条文</th></tr>
<tr><td>（略）
第82号様式</td><td>（略）
引継書</td><td>（略）
<u>第181条</u>第２項</td></tr>
</table>
第82号様式（<u>第181条</u>関係）
引継書
新潟県企業局財務規程<u>第181条</u>第２項の規定により、下記目録のとおり、関係書類を対照の上相違なく引き継ぎました。
（略）</td><td>新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第４号）<u>第181条</u>の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成８年４月１日から実施し、新潟県企業局財務規程第181条の規定による帳票その他の書類の様式指定（昭和62年４月新潟県企業局訓令第２号）は、平成８年３月31日限り廃止する。
<table>
<tr><th>様式番号</th><th>名　　称</th><th>規定条文</th></tr>
<tr><td>（略）
第82号様式</td><td>（略）
引継書</td><td>（略）
<u>第178条</u>第２項</td></tr>
</table>
第82号様式（<u>第178条</u>関係）
引継書
新潟県企業局財務規程<u>第178条</u>第２項の規定により、下記目録のとおり、関係書類を対照の上相違なく引き継ぎました。
（略）</td></tr>
</table>